

## 入札説明書

宮崎県が行うえびの高原荘浄化槽ルーツブロワー及び流調槽フロートスイッチ修繕業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の4に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和6年11月14日

2 競争入札に付する事項

(1) 修繕名称

えびの高原荘浄化槽ルーツブロワー及び流調槽フロートスイッチ修繕業務

(2) 修繕場所

宮崎県えびの市大字末永1489

(3) 期間

契約の日から令和7年3月31日

(4) 修繕内容

仕様書による。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）に基づく令和6・7年度の入札参加資格の認定（認定業種：浄化槽工事）を受けていること。

(3) 宮崎県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有していること。ただし、当該営業所が主たる営業所（本店）以外のものである場合にあっては、準県内建設業者取扱要領第4条に規定する準県内建設業者の認定を受けていること。

4 担当部局

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課 観光戦略担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

電話：0985-26-7104 ファクシミリ：0985-44-4725

5 業務の仕様書  
別添仕様書のとおり

6 入札参加資格の確認

この競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に必要書類を添えて次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期間

令和6年11月14日（木）から令和6年11月25日（月）まで  
（受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。）

イ 提出場所

4に同じ

ウ 提出方法

郵送又は持参とし、郵送の場合は書留郵便に限る。

エ 申請書

別記様式1

オ 必要書類

- ・ 浄化槽工事業登録通知書の写し又は特例浄化槽工事業届出申請書の写し
- ・ その他入札参加資格確認に必要な資料

カ 結果通知

入札参加資格の有無については、すみやかに決定し、申請者に対して通知する。

7 仕様書に関する質問及び閲覧

(1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 受付期間

令和6年11月14日（木）から令和6年11月22日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

イ 受付場所

4に同じ

ウ 提出方法

観光推進課へ電子メール（kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp）で行うこと。令和6年11月22日（金）までに回答が無い場合は、11月25日（月）正午までに、必ず電話にて確認すること。

(2) (1)の質問書に対する回答は、回答書を作成し、相手方に通知するものとする。なお、回答書は県ホームページに掲示する。

## 8 入札

- (1) 入札に参加する者は、別記様式2による入札書（以下「入札書」という。）を持参し、提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札と開札の場所及び日時
  - ア 場所 宮崎県庁8号館4階第1会議室
  - イ 日時 令和6年11月28日（木）午前10時
- (3) 代理人が入札を行う場合は、別記様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (7) 入札金額は、別添仕様書に記載した調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 開札には、入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。
- (9) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。再度入札は2回までとする。
- (10) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (11) 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法第167条の2第1項第8号により最低額の入札者と随意契約を行う。

## 9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- (2) 契約保証金  
契約保証金については、宮崎県財務規則101条の規定による。

## 10 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札時点において指名停止を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

#### 11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。